



3)上水道・水資源

【現況と課題】

本市の上水道は、現在平成17年3月22日に、平成21年度を目標年度とする合併創設認可を取得し、計画給水人口67,600人、計画1日最大給水量39,100m³を目標に整備を行っており、平成17年度末の普及率は98.6%です。

本市は、高梁川、横谷川その他の中小河川及びため池等に水資源を依存していますが、将来の水需要の動向に留意しながら既存水源井の万一の枯渇時に備えて十分な水を確保する必要があります。

そのため、老朽ため池の改修等による水の有効利用に努めるとともに、市民や事業所などの理解と協力のもとに農業用水、工業用水、生活用水の合理的な活用を図っていくことが必要となっています。

本市では自己水源の確保に加えて、岡山県広域水道企業団に参画し、応分の負担をして広域的な水資源を確保しています。

また、近年では、環境汚染問題とともに、水の安全性に対する市民の不安や要望が、飲料水の高度な質の保全へと変化してきています。

このことを受けて、既施設・配水管の老朽化に伴う布設替えや改良事業、また、高さの水質を維持するための設備拡充等、引き続き計画的に事業実施を図る必要があります。

簡易水道については、未普及地の解消を図るために、水源の確保による良質な水の供給のため計画的に整備を進めていく必要があります。

また、上水道事業及び簡易水道事業の給水区域外となる小規模集落については、小規模区域給水施設の設置を支援していく必要があります。

さらに、近年生活排水等による水質汚濁が進んでおり、水源地域における水質の浄化は大きな課題となっています。

■上水道の状況

区分	給水区域内 人口(A) (人)	給水人口 (B) (人)	普及率 (B)/(A) (%)	1日最大 給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)	1人1日 平均給水量 (l)
平成13年度	54,596	53,044	97.2	23,400	17,098	322
平成14年度	54,262	53,239	98.1	23,817	17,021	320
平成15年度	54,581	53,297	97.6	26,311	16,153	303
平成16年度	58,999	58,523	99.2	21,833	17,393	297
平成17年度	59,398	58,553	98.6	22,357	17,722	303

資料：生活環境部上水道課

■簡易水道の状況

区分	給水区域内 人口(A) (人)	給水人口 (B) (人)	給水戸数 (戸数)	年間 給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)
平成13年度	843	817	282	63,154	173
平成14年度	839	794	280	64,545	177
平成15年度	808	780	281	60,953	167
平成16年度	6,411	5,521	1,779	50,1849	1,375
平成17年度	6,493	5,754	1,869	53,8817	1,476

資料：生活環境部上水道課

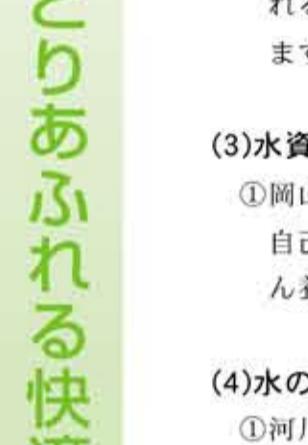
【基本方針】

良質な水の安定供給や水の安全性確保を図るために、施設整備や老朽管の布設替えなどを計画的に進めます。

未給水地域の解消を図るために、簡易水道の整備や小規模区域給水施設の整備促進に努め、普及率100%を目指します。

長期的な本市の水需要量を予測し、将来にわたって水の安定的供給を図るために、新規水源の確保や水源のかん養、水質浄化、水の有効利用に対する市民意識の啓発等に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)水道施設の整備

- ①安全な飲料水の確保と安定供給のため、引き続き、給・配水施設の整備・改善、老朽管の布設替え等を計画的に行います。
- ②自然環境等の変化に呼応して変化する飲料水の水質確保のため、浄水設備の整備を計画的に行い、利用者のための「おいしい水」の確保に努めます。

(2)簡易水道施設等の整備

- ①未給水地区の解消のため、昭和簡易水道の整備を計画的に推進していきます。
- ②上水道事業、簡易水道事業の給水区域外となる山間部集落についても給水が行われるよう、小規模区域給水施設設置のための補助金を交付し、施設整備を促進します。

(3)水資源の確保

- ①岡山県広域水道企業団の事業の促進により、将来必要な受水確保を図るとともに、自己水源の確保のために、森林の保護・育成や治山事業の推進を図り、水源のかん養に努めます。

- ④水の有効利用の推進
- ⑤河川の改修を進めるとともに災害を未然に防止するうえからも、水路の改修を計画的に進めます。
- ⑥農業用水については、土地改良事業により水利用の合理化に努めます。また、工業用水については用水の回収率の向上等を事業所に働きかけ、水の合理的な活用に努めます。
- ⑦生活用水については、水の限界や節水等を市民に呼びかけるとともに、意識啓発活動の強化に努めます。

(5)水道事業への理解、啓発活動の展開

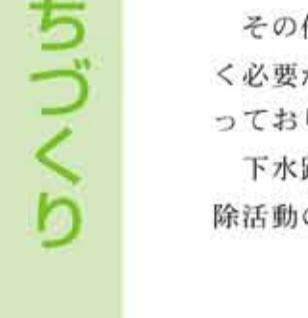
- ①施設整備に多額の費用を要する水道事業について、受益者負担の原則を今後とも徹底し、周知していきます。
- ②水道料金については、旧市村間で異なる料金体系を早急に統一します。

(6)水質保全対策の推進

- ①現在水質浄化に取り組んでいる横谷ダムなどについて、引き続き水質浄化対策を進め、周辺環境整備を図ります。

【協働に向け期待される役割】

市 民	水道事業や水の有限性への理解、節水の実施など
N P O 等	市民意識の高揚に関する支援など
企 業 等	工業用水回収率の向上等、水資源の有効利用など
行 政	水道施設の整備・充実、水資源の確保など



4)下水道

【現況と課題】

本市の公共下水道事業は、1市2村の合併により総社処理区、山手処理区、清音処理区及び美袋処理区となっております。

総社処理区は、昭和47年度から事業着手し、全体計画1,071haのうち事業認可区域756haを対象に整備を進め、平成17年度末には605haの面整備が完了しています。

山手処理区は、昭和56年度から事業着手し、全体計画81haのうち事業認可区域65haを対象に整備を進め、平成17年度末には59haの面整備が完了しています。

清音処理区は、平成4年度に事業着手し、全体計画及び事業認可区域とも135haとして整備を進め、平成17年度末には126haの面整備が完了しています。

美袋処理区は、平成10年度に事業着手し、全体計画及び事業認可区域とも44haとして整備を進め、平成17年度末には32haの面整備が完了しています。

しかしながら、平成17年度末現在の普及率は54.1%であり、今後も普及率の向上を促していく必要があります。

公共下水道は、安全で快適な生活環境の改善、高梁川及び児島湖などの公共用水域の水質保全、低地部における浸水の防除など都市の基幹的な施設としての役割は大きく、計画区域内の整備促進を図る必要があります。

農村地域では、農業集落排水事業を行い、既に、秦、江崎、新本庄、下原、下林、長良、岡谷、平山、宿、古地、黒田の各地区で供用を開始し、現在、新本庄地区を整備しています。

今後は、整備を計画している地域について、農業用水の水質保全と生活環境の整備促進のため整備条件の整った地域から計画的に事業を進めていく必要があります。

その他の地域では、市民のニーズに応じて、浄化槽の設置普及を重点的に進めていく必要があります。浄化槽の放流水は汚いという意識を持つている方が依然として残っています。浄化槽に関する深い理解が今まで以上に要求されています。

下水路等は、近年、流入する家庭排水が増加傾向にあり、今後も衛生面を含め、掃除活動の充実や施設の整備を図ることが重要になります。

■公共下水道事業計画の概要

区 域 名	処理人口 (人)	処理区域面積 (ha)	日平均汚水量 (m ³ /日)	日最大汚水量 (m ³ /日)	時間最大汚水量 (m ³ /日)
総社処理区	42,700	1,071	32,868	37,350	62,319
認可区域	32,820	756	18,364	21,810	34,103
山手処理区	2,260	81	1,230	1,590	2,310
認可区域	2,260	65	800	1,030	1,490
清音処理区	5,650	135	2,300	3,000	5,700
認可区域	5,470	135	1,990	2,550	4,880
美袋処理区	1,800	44	600	760	1,410
認可区域	1,800	44	600	760	1,410

平成18年3月31日現在

資料：生活環境部下水道課

■公共下水道事業事業普及の状況

区域名	人口 (人)	認可区域 (D) (人)	処理区域面積 (E) (ha)	処理区域内 人口(B) (人)	水洗化人口 (C) (人)	普及率 (B)/(A) (%)	水洗化普及率 (C)/(B) (%)	整備率 (D)/(E) (%)